

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

令和2年11月16日
岩手県石油商業組合

〔本人の場合〕

1. 感染を疑わせる風邪様症状等が出た場合

【発熱（37.5度以上）、咳、咽頭痛、鼻づまり等の風邪に似た症状、全身倦怠感、息苦しさ、食欲不振、場合によっては吐気、嘔吐、下痢等いずれかの症状がある場合】

＜自宅で症状が出た場合＞

- ① 所属長に連絡したうえで、出勤せず自宅療養してください。
- ② 風邪様症状や発熱が続く場合には、「かかりつけ医等に電話で相談」又は「受診・相談センター」に相談してください。特に、だるさや息苦しさがある場合は速やかに相談してください。
- ③ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）がある場合で風邪様症状や発熱が続く場合、妊娠中などの場合には早めに相談してください。

＜職場で症状が出た場合＞

- ① 所属長に報告してください。直ちに帰宅し自宅療養してください。公共交通機関で帰宅する場合にはマスクを着用するなどの予防対策を講じてください。帰宅後の対応は＜自宅で症状が出た場合＞と同様です。
- ② 症状が重く、直ちに受診する必要がある場合は「受診・相談センター」に相談し指示に従ってください。
- ③ 症状が出た職員（従業員）の机、椅子他接触した個所をアルコール等でふき取ります。

2. 症状が改善するか、受診の結果出勤が可能と判断された場合

- ① 発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等が改善するか、医療機関等を受診した結果、出勤が可能と判断された場合は、所属長に連絡した上で出勤してください。
- ② 出勤後は、体調の変化に十分注意し、発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等が見られたら、直ちに所属長に報告した上で帰宅し、自宅療養をしてください。公共交通機関で帰宅する場合にはマスクを着用するなどの予防対策を講じてください。帰宅後の対応は上記1. の＜自宅で症状が出た場合＞と同様です。

3. 感染が確定した場合

【本人の対応】

- ① 受診・抗原検査を実施し、診断が確定したら、診療・検査医療機関の指示（法的

入院、就業制限等)に従うとともに、大至急所属長に連絡をしてください。
現時点では、感染症医療機関に入院することになります。

- ② 診断が確定に至らないが、類似症状と診断された場合は、診療・検査医療機関の指示に従ってください。この場合も大至急所属長に連絡してください。
- ③ 感染症医療機関より退院及び就業可能の許可を得てから出勤してください。

【他の職員等への対応】

職員(従業員)の感染が確定した場合は、管轄保健所から連絡があり職場調査が行われ、発症者と濃厚接触した者を決定します。

所属長の行動範囲を把握した上で、基本的に保健所の指示に従います。

4. 濃厚接触者となった場合

【職場で濃厚接触者と決定した場合や自分が行動した場所で感染者が出た場合など】

- ① 報道等で分かった場合は、直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅で分かった場合は出勤をしないで、所属長に連絡してください。
- ② 保健所へ連絡をし、保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。
濃厚接触者として、診療・検査医療機関で受診・検査を受けるまでは、判明した日から一定期間は自宅待機となります。
- ③ 体温測定を毎日実施し、保健所所定の用紙に記録してください。

5. その他

慢性的に風邪のような症状があって、かかりつけ医等で治療を受けている職員(従業員)は、喘息、アレルギー等の症状が改善されない場合は、専門医の診断を受けてください。

〔同居家族等の場合〕

1. 同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合

- ① 同居家族等に濃厚接触者の疑いがあることがわかった時点で、直ちに所属長に連絡してください。
- ② 保健所の指導に従い、同居家族等の体調、体温等を注意深く確認してください。
また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ③ 職員本人に発症等の症状が出ていない場合には、感染防止対策を講じたうえで出勤を認めるかどうかを判断してください。

本人に発熱等の症状が出た時点で所属長に連絡し、出勤をとりやめてください。

2. 同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることがわかった時点で、直ちに所属長に連絡して

ください。

- ② 保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。

濃厚接触者として、診療・検査医療機関で受診・検査を受けるまでは、判明した日から一定期間は自宅待機となります。

- ③ 体温測定を毎日実施し、保健所所定の用紙に記録してください。

3. 同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に風邪様症状、発熱、倦怠感、息苦しさ等が出たら、マスク等を着用した上で出勤し、所属長にその旨をつたえてください。自宅でも感染予防措置（マスク、手洗い、うがい等）を徹底してください。

- ② 同居家族等の症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、所属長にその旨を伝えてください。

4. 同居家族等の感染が確定した場合

- ① 直ちに所属長に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でわかった場合は出勤しないでください。

- ② 濃厚接触者として、診療・検査医療機関で受診・検査を受けるまでは、判明した日から一定期間は自宅待機となります。

- ③ 保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。

- ④ 体温測定を毎日実施し、保健所所定の用紙に記録してください。

●「患者」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

●「濃厚接触者」とは、「患者の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者」である。

- ① 患者と同居あるいは長時間の接触（社内、航空機内等を含む）があった者
- ② 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ③ 患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ その他、手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口

心配な症状がある場合は、まず下記に電話してください。

■相談窓口

電話相談窓口	電話番号	備考
受診・相談センター	019-651-3175	24時間 土日・祝日含む
一般相談窓口	019-629-6085	各種照会・問合せ・相談等
盛岡市保健所	019-603-8301	盛岡市
中央保健所	019-629-6565	八幡平市 滝沢市 雪石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町
中部保健所	0198-22-2331	花巻市 遠野市 北上市 西和賀町
奥州市保健所	0197-22-2881	奥州市 金ヶ崎町
一関保健所	0191-26-1415	一関市 平泉町
大船渡保健所	0192-27-9913	大船渡市 陸前高田市 住田町
釜石保健所	0193-25-2702	釜石市 大槌町
宮古保健所	0193-64-2218	宮古市 山田町 岩泉町 田野畠村
久慈保健所	0194-53-4987	久慈市 普代村 野田村 洋野町
二戸保健所	0195-23-9206	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町